

2023年4月から千葉市内の販売所等 に係る液化石油ガス法*の事務の一部は 千葉市消防局で行います。

* 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律。

2023年4月から液化石油ガス法に係る千葉県知事の許認可等の権限の一部が千葉市長に移譲されることとなり、移譲後は、その事務を千葉市消防局予防部が行うこととなりました。

なお、千葉市以外の販売所や設備工事届などの許認可等の事務は、引き続き千葉県知事の権限として、千葉県産業保安課で行います。

千葉市消防局予防部指導課が申請窓口となる事務

<手数料は現金納付となります。>

- ・ 千葉市内の**販売事業者**に係る事務
(千葉市内にのみ販売所を有する場合に限る)
- ・ **保安機関**に係る事務
(千葉市内に所在する販売所の保安業務のみを行う場合に限る。)
- ・ 千葉市内の**特定供給設備、充てん設備、貯蔵施設**に係る事務
- ・ 千葉市内の**特定液化石油ガス設備工事事業者**に係る事務
- ・ 千葉市内における**液化石油ガス設備工事**に係る事務
- ・ **千葉市内で発生した液化石油ガス一般消費者等に係る事故**に係る事務 など

* 下記に示す「千葉県産業保安課が申請窓口となる事務」は除きます。

千葉県産業保安課が申請窓口となる事務 <手数料は千葉県収入証紙での納付となります。>

- ・ 千葉市外の液化石油ガス法に係る事務
- ・ 千葉市内及び千葉市外の両方に販売所を有する販売事業者に係る事務。
- ・ 千葉市外に所在する販売所の保安業務を行う保安機関に係る事務。
- ・ 千葉市外で発生した液化石油ガス一般消費者等に係る事故に係る事務
- ・ 免状の交付等に係る事務

不明の点は下記にお問い合わせください。

千葉県防災危機管理部産業保安課（千葉市中央区市場町1-1）電話：043-223-2729

千葉市消防局予防部指導課（千葉市中央区長洲1-2-1）電話：043-202-1672